

仙台市いじめ問題専門委員会の答申（令和 5 年 3 月）を受けての いじめ防止等対策について

1 答申（令和 5 年 3 月）を受けて

本市では、平成 31 年 4 月に「仙台市いじめの防止等に関する条例」を施行し、これに併せて「仙台市いじめ防止基本方針」を改定いたしました。また、各市立学校においても「学校いじめ防止基本方針」の改定を行い、保護者・地域住民等との連携の下、いじめの防止等の取組に真摯に向き合い、いじめの未然防止や早期発見、適切かつ迅速な対処を行ってまいりました。しかしながら、本事案の調査を行ってきた仙台市いじめ問題専門委員会によるこの度の答申では、学校のいじめ防止等対策委員会が十分に機能しておらず、また、校内の組織体制の整備やマニュアルの実効性、児童の意見表明権の尊重、学校による保護者への丁寧な説明や保護者とともに考える機会等が十分でなかったことが指摘されました。加えて、教育委員会は、研修等を通しての教職員のスキルアップへの取組や、事案が発生した後の学校現場への支援・介入がより一層必要であるとの指摘もなされたところです。

今回の答申を受け、教育委員会としては、答申内容への対応策を、これまでの反省も踏まえながら着実に推進してまいります。また、今後も施策が、教職員一人一人に浸透し有効に機能しているか検証し、よりよい施策となるよう不断の見直しを重ねてまいります。

児童生徒がいじめによって悩み苦しむことなく、元気で明るく学び、健やかに成長していくことができるよう、強い決意の下にいじめ防止等対策の徹底に教育委員会と学校が一丸となって取り組んでまいります。

2 いじめ防止等対策

答申（令和5年3月）における提言（指摘）を踏まえ、それぞれの指摘に対する教育委員会としての対策・対応について以下により取り組みます。

- (1) 学校における適切な体制の整備について
 - ① いじめ防止等対策委員会の活用の徹底
 - ② いじめ対策担当教諭を中心としたチーム対応の在り方
 - ③ 組織としての事案の記録・共有の在り方

- (2) マニュアルの実効性の確保・研修等について
 - ① 学校全体でのマニュアルの理解促進に向けて
 - ② 児童の権利（子どもの権利）擁護の徹底に向けて
 - ③ 保護者などの関係者・機関との円滑な連絡・連携に向けて

- (3) 学校内外の連携に基づく対応・OJT（実践研修）について
 - ① OJT（実践研修）等を通じた教員の実経験の積み上げ
 - ② 校内における実践スキルの共有
 - ③ 教育委員会による学校現場への支援・介入

(1) 学校における適切な体制の整備について

①いじめ防止等対策委員会の活用の徹底

【提言（指摘）】

いじめ事案を取りこぼさずに共有すべく、事案を認知した際には「いじめ防止等対策委員会」の速やかな開催を徹底すべきであること。

《対策Ⅰ》

〈学校として〉

- i) 学校は、いじめ（疑いを含む）を認知した際には、教員が一人で抱え込んだり、偏った判断がなされたりしないよう、組織的な対応の基礎となる「いじめ防止等対策委員会」を速やかに開催し、事案の情報や認識を共有するとともに、対応方針の確認や対応プランの決定をした上でいじめの対応を行うことの徹底を図る。
- ii) 学校は、すべてのいじめ事案に十分な対応を図るため、その時点での学校対応の状況も踏まえ、いじめ防止等対策委員会を、委員全員の参加を待つことなく開催するなど、速やかな対応の徹底を図る。こうした機動的でスピード性を重視した組織的な体制について、年度始めに校内で確認する。
- iii) 学校は、法及び条例に基づき各校で設置されているいじめ防止等対策委員会の体制やその役割等について、児童生徒及び保護者に対して年度始めに周知を行う。

〈教員として〉

- iv) 教員は、一見軽微と思われる事案でも安易に判断せず、速やかに管理職へ報告するとともに、いじめ防止等対策委員会等の場で共有する。また、「児童生徒が安心して学校生活を送るためのいじめ対策ハンドブック」（令和3年3月改定。以下「ハンドブック」と表記。）の内容を、年度始めに改めて確認する。

〈教育委員会として〉

- v) 教育委員会は、いじめ防止等に関する各種研修を実施し、各学校のいじめ防止等対策委員会の体制やその役割、いじめに係る基本的な対応について、繰り返し研修を行い理解の浸透を図る。
- vi) 毎年5月から7月までに「いじめ不登校対応支援チームによる学校訪問」を実施し、いじめ防止等対策委員会の体制や開催状況、いじめ防止基本方針の学校ホームページ掲載、管理職への報告や校内研修の状況などについて確認し、具体的な指導助言により一層の改善を図る。

②いじめ対策担当教諭を中心としたチーム対応の在り方

【提言（指摘）】

いじめ対応の実務上のリーダーが「いじめ対策担当教諭」であることを校内で改めて明確にし、いじめ対策担当教諭がリーダーシップを発揮できる環境を管理職が適切に整えるべきであること。

《対策Ⅱ》

〈学校として〉

- i) いじめ対策担当教諭は、事案の正確かつ迅速な把握や対応の見通し、管理職への情報伝達、いじめ防止等対策委員会を開催するなど、校内の組織的な対応の中心であることを意識し、いじめ事案に対応する。
- ii) 校長は、トップリーダーとして関わり、いじめ対策担当教諭が組織・チームの中心となって、実務的にリードできるよう指導助言を行うとともに、いじめ対策担当教諭に業務が集中し、過度の負担とならないよう適切な校務の分担を行う。
- iii) 校長は、年度始めに「いじめ防止等対策に係る総点検」を実施し、いじめ対策担当教諭がいじめ対応の実務上のリーダーであることを明確にするとともに、校内の組織体制やいじめ対策担当教諭の役割等について、改めて教職員へ周知する。

〈教員として〉

- iv) 教員は、いじめ対応の実務上のリーダーがいじめ対策担当教諭であることを十分に理解するとともに、「このくらいのこと」「たいしたことない」等、事案の軽重を個人で判断することなく、いじめ（疑いを含む）と認知したものはすべて報告を行う。

〈教育委員会として〉

- v) 教育委員会は、いじめ対応のリーダーとしての意識を高め、具体的な業務、対応の流れ等についての実践力を高めるよう、いじめ対策担当教諭を対象とした研修の充実を図る。
- vi) いじめ不登校対応支援チームによる学校訪問により、各学校においていじめ対策担当教諭が校内組織の中で迅速かつ柔軟に実務を進め、いじめ対応の中心的役割を果たしているか確認し、指導助言を行う。

③組織としての事案の記録・共有の在り方

【提言（指摘）】

いじめ対策担当教諭を中心に、いじめ事案の記録を所定の様式を用いて確実に残すとともに、校内 LAN 等を活用したタイムリーかつ効果的な情報共有を行うべきであること。

《対策Ⅲ》

〈学校として〉

- i) 学校は、いじめ事案や対応の経過は、その後の継続対応に必要な資料、あるいは将来的な実践マニュアルとして価値を持つものとなり得ることから、その正確な記録と保存、共通理解などの徹底を図る。その際、聴き取りシートや事実確認一覧表など、教育委員会が示す共通フレームを活用する。
- ii) 学校は、校内 LAN などの閉じられた安全な通信環境等の活用により、事案の記録に多くの教員が追記できる仕組みを取り入れるとともに、必要とする教員がいつでも確認できるなど、効果的な情報共有を図る。
- iii) 管理職あるいは管理職の指示に基づく教員は、一貫した記録・対応のために、事案の記録が適切に行われていることの確認や情報の校内での周知徹底を図る。また、継続して適切に対応していくためには、正確な記録と保存が重要であることを教職員に十分理解させる。

〈教員として〉

- iv) 教員は、いじめ事案の対応に際し、管理職やいじめ対策担当教諭に確実に報告するとともに、校内 LAN などを活用し、正確な記録の作成と保存、教員間での情報共有に努める。

〈教育委員会として〉

- v) 教育委員会は、いじめ事案の記録は、継続対応に必要な資料となることから、その正確な記録と保存、共通理解等が重要な一連の手続きであることについて、繰り返し研修を行うことで理解の浸透を図る。
- vi) いじめ不登校対応支援チームによる学校訪問により、記録の保存状況や校内の情報共有体制について確認するとともに、校内 LAN 等を活用した効果的な情報共有について指導助言を行う。

(2) マニュアルの実効性の確保・研修等について

①学校全体でのマニュアルの理解促進に向けて

【提言（指摘）】

マニュアルについて、教員が十分に理解し、具体的な実践につなげられるよう、教育委員会におけるチェックを通じながら、必要な研修を重ねるべきであること。

《対策Ⅳ》

〈学校として〉

- i) 学校は、日頃から全教員がいじめの捉え方やその対応の仕方について共通認識を高めるとともに、実際のいじめ事案に対応する際においても、ハンドブックに沿って対応が進められているのかを常に確認し、適切な指導と支援の徹底を図る。
- ii) 管理職は、教職員がハンドブックに基づき対応しつつ、子どもに寄り添う姿勢を見失うことのないよう留意し、本来の学校教育活動の質が低下してしまうことがないように、マネジメントを行う。
- iii) 学校は、ハンドブックの内容について、年度始めにいじめ防止等対策に係る総点検を実施し、「いじめ防止等対策の徹底に向けたチェックシート」を活用しながら、いじめの防止等の考え方や校内の組織的対応システムについて共通理解を図る。また、年間を通して、いじめ対策担当教諭研修等の内容を踏まえ、伝達講習や具体的な事例を基にした校内研修を実施する。

〈教員として〉

- iv) 教員は、教育委員会が主催するいじめに係る各種研修や毎年度計画的に実施するいじめ防止等に係る教職員向けの校内研修を積み重ね、いじめ防止の基本的な考え方や基本的な事項の正しい理解を図る。また、ハンドブックを適宜確認し、ハンドブックに沿いながら、児童生徒の心情に寄り添ったいじめ対応の実践を行う。

〈教育委員会として〉

- v) 教育委員会は、いじめを認知するための基準や認知後の対応を明確にし、迅速かつ効果的に学校組織として対応するよう、ハンドブックについて全教員が理解し、実践に移せるよう学校訪問等を通して、指導・助言を行う。また、校内研修等について、具体的な開催の時期や内容、ハンドブックの活用状況等の確認し、必要な指導助言を行っていく。
- vi) 教育委員会は、いじめ防止に係る実践的な研修を計画し、経験年数に応じた年次研修、校務分掌等による職能研修、管理職研修に加え、事務職や技能職を含めたすべての教職員に研修対象を広げて実施する。また、具体的事例やワークショップ、ロールプレイ等を取り入れるなど、研修内容の見直しを行い、実践力の向上を図る。

②児童の権利（子どもの権利）擁護の徹底に向けて

【提言（指摘）】

子どもの意見表明権等といった新たな概念等について全ての教員の理解を促し、それらに基づいた子どもたちとの関わり方をハンドブックの実効性を念頭に置きながら校内で共有すべきであること。

《対策Ⅴ》

〈学校として〉

- i) 学校は、児童生徒の意見表明権が十分に尊重されるよう、年齢や成長発達段階に合わせた聴き取り等を行うとともに、「謝罪する」「和解する」「分かり合う」ことなどを児童生徒自らが選択する過程や機会を確保するように配慮する。

〈教員として〉

- ii) 年度始めのいじめ防止等対策に係る総点検の実施において、いじめ事案の際の聴き取りの場面等で、児童生徒が自分の言葉で表現できるよう、年齢や成長発達段階に応じた聴き取り方や関わり方をしていく必要があることを、全教員で確認する。

〈教育委員会として〉

- iii) 教育委員会は、児童生徒の意見を十分に聴き取る、その本意を表明させる手法・姿勢について、ハンドブックの「スクールロイヤーからのアドバイス」も踏まえながら、聴き取りのポイントを示すなど、研修の充実を図る。
- iv) 子どもの権利擁護の考え方等いじめ対応に関する新規かつ重要な概念については、大学や関係機関等とも連携し、経験年数に応じた年次研修など教員の研修のテーマとして取り入れ、教員の理解促進を図る。

③保護者などの関係者・機関との円滑な連絡・連携に向けて

【提言（指摘）】

保護者をはじめとする関係者、その他関係機関との迅速な連絡・連携の具体的な手法や流れについて、それに特化した研修等も取り入れながら校内で共有すべきであること。

《対策Ⅵ》

〈学校として〉

- i) 保護者をはじめとする関係者、その他関係機関との迅速な連絡・連携の具体的な手法や流れについて、年度始めのいじめ防止等対策に係る総点検において、ハンドブックを活用し、校内で共有する。また、特定の教員任せとせず、いじめ防止等対策委員会も活用し、管理職のリーダーシップのもと、チーム学校として連絡・連携の徹底を図る。
- ii) スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールロイヤーを活用した校内研修を実施し、関係機関との連携についての理解を深める。

〈教員として〉

- iii) ハンドブックを適宜確認し、ハンドブックに沿いながら、児童生徒を第一に最善を考え、保護者と同じ方向を向いて手を携えていくという基本的な姿勢を対応の基盤とし、保護者への丁寧な対応を実践していく。

〈教育委員会として〉

- iv) 教育委員会は、関係機関との連携を密にし、研修内容や講師派遣について工夫するとともに、校内研修として、以下の内容を各学校に示す。
 - ・個別事案（ケース）と具体的な対応
 - ・グループワークやロールプレイを活用した研修
 - ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スクールロイヤーによる研修
 - ・管理職研修や職能研修等の内容が各校で伝達（共有）されること
- v) 令和5年3月に「スクールソーシャルワーカー活用ハンドブック」を策定したところであり、引き続きいじめ対応や専門職活用に関するハンドブック等を適宜見直すとともに、専門職の学校への配置の充実を図っていく。

(3) 学校内外の連携に基づく対応・OJT（実践研修）について

①OJT（実践研修）等を通じた教員の実経験の積み上げ

【提言（指摘）】

教員の多忙化にも配慮しつつ、多くの教員が実践的なスキル等の向上を図るため実際のいじめ事案に関わる、OJT（実践研修）による組織的対応の機会を確保すべきであること。

〈対策Ⅶ〉

〈学校として〉

- i) 学校は、いじめに関する理論や知識を習得させるとともに、実経験を積み上げさせ、教員に必要な感覚を磨くことになる。担任や担当学年に限らず、全教員が事案内容や対応の経過等について共有し、「当事者」として、自分だったらどのように対応するかを意識させる研修を行うなど、学校風土の醸成を図る。
- ii) 校長は、組織的対応のリーダーシップを発揮するとともに、すべてのいじめ事案にすべての教員が関わることは現実的に困難であることから、その時点での学校対応の状況も踏まえた上で、いじめ防止等対策委員会を、委員全員の参加を待つことなく開催する。組織としての報告、情報共有を優先し、管理職やいじめ対策担当教諭を中心に、速やかな対応の徹底を図る。

〈教員として〉

- iii) いじめの早期把握・防止のためには、担任をはじめとする教員の気付きが求められる場面が多くあり、教員相互に「気付き力」を高められるよう、各教員は学校いじめ防止等対策委員会に主体的に参画するとともに、経験年数に応じた年次研修を受講した管理職やミドルリーダーが中心となり、OJTの取組を進める。

〈教育委員会として〉

- iv) いじめ対策担当教諭研修では、実際の事案対応を想定したロールプレイや事例検討を行い、核となる教員の育成を図るとともに、研修内容が各校での研修に生かされやすいものとなるように充実を図る。
- v) いじめ不登校対応支援チームによる学校訪問により、校内体制やOJTの取組状況を確認し、効果的な取組事例の横展開を図るなど、指導助言を行う。
- vi) 教員がより児童生徒と向き合い、気付きや必要な支援につながるよう、ICTを活用した業務の軽減など、教員の多忙化解消に資する取組を更に進める。

②校内における実践スキルの共有

【提言（指摘）】

個々の教員が体得したスキルを組織全体で共有し高め合うため、校内のいじめ防止等対策委員会の場合等も活用しながら、学校全体で様々な情報やスキルを取り上げる機会を確保すべきであること。

《対策Ⅷ》

〈学校として〉

- i) 学校は、いじめ防止等対策委員会を構成する教員以外の教員の参加や、ローテーションによる教員の参加など、全教員の力量向上のため、当委員会を個々の教員の研修の場としても活用し、学校全体で認識の共有・対応力向上を図る。

〈教員として〉

- ii) 事案への対応スキルに長けた教員を中心に、校内でその共有を図る自発的かつ自律的な動きが生まれるような組織としての習慣づくりや風土の形成が必要であることから、教員一人一人の素地づくりのためにも、ロールプレイなどを取り入れた研修などにより、より実際の事案に則した実践的なスキルを獲得していくとともに、そのスキルを他の教員と高め合うよう、学びの場を確保する。

〈教育委員会として〉

- iii) 教育委員会は、管理職研修や職能研修において、伝達研修できる具体的な内容として、以下を各学校に示すとともに、教員が常時閲覧できるようにし、活用の徹底を図る。
 - ・個別事案（ケース）と具体的な対応
 - ・グループワークやロールプレイを活用した研修
 - ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スクールロイヤーによる研修

③教育委員会による学校現場への支援・介入

【提言（指摘）】

学校だけでの対応が困難な事案、あるいは見通しが立てづらい事案等について、教育委員会が適切に支援・介入を行い、教育委員会内に蓄積されたノウハウを提供するとともに、状況に応じて職員や専門職にある職員を学校現場に派遣するなどして、学校とともに事案への対応を図るべきであること。

〈対策Ⅸ〉

〈教育委員会として〉

- i) 教育委員会は、より客観的な立ち位置での冷静な関わりが求められ、過去の対応事例も参考に対応策を学校側に提供し、事案の改善・解決に向けた羅針盤としての役割を果たしていく。
- ii) 事案が複雑化し、保護者等対応も含めた動きを学校だけでは支えきれない状況となった場合は、速やかに指導主事が学校を訪問し、状況を整理し、指導助言を行うなど、プッシュ型による学校現場への直接的な支援を行い、必要に応じて継続的に学校とともに対応に当たる。
- iii) 保護者や教員が相談しやすい体制とするため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スクールロイヤーといった専門職の活用や、関係機関等との連携を図る。
- iv) 学校における1・2・3運動（※）や、いじめ（疑いを含む）に関わる欠席が3日、理由に関わらず欠席が15日に至った時点での学校からの教育委員会への早期報告を徹底し、早期対応を進める。

※「1週間・1か月間の学校生活の把握」「2方向以上からの情報収集」「3日間連続欠席した際の初動対応開始」をスローガンとした初期対応。